

周辺からの使用禁止資材の飛来回避及び流入防止の考え方について

I 飛来回避

緩衝地帯の目安については、ほ場の立地条件や気象条件、使用する農薬等の散布方法、剤型、近接する作物の種類、作型、生育ステージなどによって大きく変動するので、一律に定めることは困難である。

したがって、生産行程管理者は、ほ場周辺の状況や防除方法、防除計画等について、あらかじめ十分調査するとともに関係者と協議し、申請時又は毎年の計画時に緩衝地帯の考え方や飛来・流入防止のための対策などを整理、取りまとめしてやまがた農業支援センターの現地調査時に報告する。

また、緩衝地帯の目安に関する資料等については、「農薬飛散対策マニュアル（平成 22 年 3 月農林水産省）」や農業技術普及課等の指導機関、資材メーカーから入手して確認する。

なお、ドリフトの有無、程度を確認する方法として、水で希釈する薬剤については感水紙による方法がある。

（手 順）

- 1 隣接地、周辺の農薬等散布の実態に応じて、その地域での一般的な気象条件下において、飛散が避けられない距離を推測する。
- 2 1 の距離を基礎とし、安全幅を考慮しながら飛来を防止するための次のような措置を講ずる。
 - （1）周辺の農家が距離に応じて、散布位置を後退させる。
 - （2）生産行程管理者側で飛来想定区域を非有機として有機認証ほ場から除外する。
（この場合、緩衝地帯が明確に判断できるよう目印等を設置する。）
 - （3）周辺農家、生産行程管理者双方が折半で後退する。
（この場合、（2）と同様に緩衝地帯を明確にする。）
- 3 距離を確保するだけでは飛来の防止が困難とみられる場合は、農薬の種類、剤型、散布方法や器具等の変更、障壁の設置等、周辺農家等と協議しながら飛来防止の具体的な対策を講ずる。
- 4 協議の結果はできるだけ協議書を作成し相互に確認しあう。
- 5 散布当日は生産行程管理者自ら使用禁止資材の飛来等の有無を確認し、その旨栽培管理記録簿等に記帳する。

II 流入防止

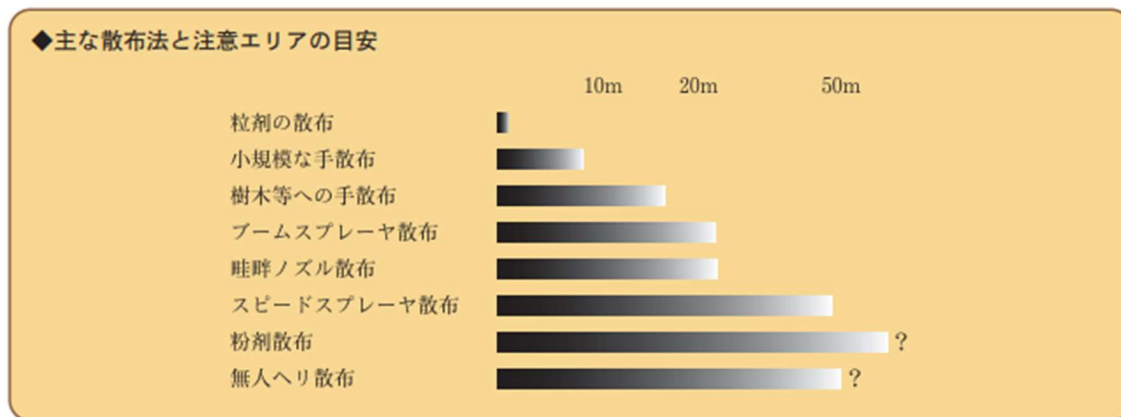
慣行栽培ほ場を通過した水をやむを得ず用水として利用する場合は、用水を一時的に貯留し浄化するための緩衝水田等を設け、有機栽培ほ場に使用禁止資材が流入しない措置を講ずる。

畑作物の申請ほ場にあつては、その周囲に明きょ等を設置し、慣行栽培ほ場からの土砂及び流水等の流入防止を図る。

(参考)

1 飛散の注意エリアの目安

農林水産省では、作物に飛散したときに農薬残留の可能性がある範囲（注意エリア）として、以下のとおり目安を示している。



(農薬飛散対策技術マニュアル 平成 22 年 3 月 農林水産省)

2 各種散布法ごとの飛散距離の目安

それぞれの散布法ごとに、飛散低減ノズルの利用、剤型の工夫、散布時の圧力調整などの飛散防止対策技術が検討されており、これらの技術を利用して適切な防除が行われた場合でも飛散が懸念される距離の目安は以下のとおりである。

- 有人ヘリ 1 0 0 m
- 無人ヘリ 7 m
- 産業用マルチローター（ドローン） 3 ～ 4 m

産業用マルチローターでは、散布方法や散布装置によって飛散距離が変わることが予想される。

- パイプダスター粉剤散布 1 0 0 m
- ブームスプレーヤ 5 m
- スピードスプレーヤ 1 5 m
- 動力噴霧器手散布 1 ～ 5 m

動力噴霧器手散布の場合は、防除対象作物の種類によって、散布圧力や散布ノズルの角度などが異なるため、飛散距離には差がみられる。

- 粒剤散布 1 . 5 m

なお、水田除草剤の投げ込み剤（ジャンボ剤）の場合は、飛散はみられない。

3 飛来・流入防止のための緩衝水田の面積の目安

一枚の水田を区切って緩衝水田とする場合は、有機ほ場面積の概ね 10%以上の面積を慣行栽培ほ場に接する側から確保する。